

令和5年度 事業報告

基本目標

企業一体となった 安全活動を推進して
地域社会に貢献しよう

業務重点

- 1 組織をあげた安全運転管理の推進
- 2 マイカー事故防止対策の推進
- 3 交通安全意識の共有と歩行者保護運転の徹底
- 4 地域と連携した交通安全活動の推進

業務重点

1 組織をあげた安全運転管理の推進

(1) 組織的な安全運転管理の推進

- ア ドライブレコーダーやテレマティクスなど新たな管理システムの導入により、安全運転管理体制の充実強化に努めた。
- イ 安全運転管理計画を策定し、組織的な活動を推進した。
- ウ 交通安全講習会、事故防止検討会の開催など、安全教育の充実による交通安全意識の浸透に努めた。
- エ 各種表彰制度の活用により、安全運転意識の高揚に努めた。
- オ 外国人従業員向けの交通安全教室を積極的に開催した。
- カ 大型自動車免許、中型自動車免許及び第二種免許の運転免許受験資格の特例並びに若年運転者講習等を周知に努めた。
- キ 送迎バスの置き去り事案を防ぐため、送迎バスには国のガイドラインに基づく安全装置を設置するとともに、目視確認するなど送迎バスの安全管理の徹底に努めた。

(2) 安全運転管理者等に対する安全運転管理能力向上対策の推進

- ア 法定講習の受講が安全運転管理の基本であることから、警察本部交通部交通総務課及び警察署交通課と連携することにより安全運転管理者等全員の受講を目指し、安全運転管理能力の向上に努めた。
- イ 交通事故の発生傾向や特徴を分析した資料等を提供し、事故実態に応じた指導を促進した。
- ウ 安全運転管理者等に運転適性検査指導者講習を受講させ、管理能力の向上に努めた。
- エ 運転前後における酒気帯びの確認、記録の1年保管等、新たな業務を含めた安全運転管理者の業務、及び延期されていた検知器を用いたアルコールチェックが12月1日から義務化されることにともない、ホームページや機関誌「A A K K」等を通じて周知に努めた。

(3) 安全運転管理者未選任事業所の発見、選任及び入会の勧奨

- ア 安全運転管理者未選任事業所の発見活動を推進し、未選任事業所の一掃に努めた。
- イ 安全運転管理協議会への入会を勧奨して交通安全活動への参加を促し、交通安全の充実と組織基盤の強化に努めた。

(4) 安全運転管理モデル事業所活動の推進

- ア 警察署長・地区協議会長の連名により「安全運転管理モデル事業所」の委嘱を行い、安全運転管理者の業務を効果的に推進して交通事故の防止を図り、その成果を各事業所及び地域に波及させた。
- イ モデル事業所の活動状況を機関誌「A A K K」で紹介し、優秀な事業所には表彰を行った。
- ウ 安全運転管理モデル事業所活動の実施要領 … ホームページ「安全運転管理モデル事業所活動」のとおり

(5) 交通安全教育の強化

- ア 歩行者保護運転を徹底に努めた。
- イ 「ながら運転」の違法性を啓発するとともに、「ながら運転」が引き起こす事故の重大性、悲惨さ等を浸透させてその根絶に努めた。
- ウ 新入社員等に対して、企業人としての運転マナーの確立に努めた。
- エ 運転適性検査を実施して結果を活用した。
- オ 「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」に参加した。
- カ 特に高速道路においては、追越し用の車両通行帯を漫然と走行することなく、適切な車間距離を確保し、車両ごとの法定速度を遵守するなど、安全走行に努めた。

(6) 高齢ドライバーの事故防止対策の推進

- ア 交通安全教育シミュレータ等を活用した交通安全教育などを通じて、高齢ドライバーに身体機能の変化を理解させた。
- イ 加齢に伴う身体能力の低下を補う機能を備えた安全運転サポート車は、その安全機能を過信すれば事故抑止効果も失われてしまうことから、ドライバーとしての責任を持った安全運転の徹底を図った。

- ウ 一定期間に複数回の交通事故の当事者となったドライバーに対しては、当該事故の状況や健康状態等を踏まえた交通安全教育を実施するほか、安全運転サポート車の導入と運転免許証自主返納の検討を促した。
- エ 一定の違反のある高齢運転者への運転免許更新時における運転技能検査や申請による運転免許の条件付与（サポカー限定免許）等を周知した。

(7) 夕暮れ時及び夜間対策の推進

- ア 交通死亡事故が多発する夕暮れ時及び夜間を重点とした対策を推進した。
- イ 夕暮れ時に多発する歩行者・自転車利用者との事故を抑止するため、前照灯を早めに点灯するライト・オン運動を推進した。
- ウ 夜間、歩行者等を早期に発見するため、ハイビームの活用を徹底した。

2 マイカー事故防止対策の推進

(1) マイカーの掌握と指導の徹底

- ア マイカー保有者を確実に掌握し、運転免許証、車検証、保険加入状況等を確認に努めた。
- イ マイカー通勤者に通勤経路マップを作成させ、これに基づいた具体的な指導に努めた。

(2) ドライバークラブの結成と活動の強化

- ア ドライバークラブによる自主的な交通安全活動の計画と実行を促した。
- イ 優良運転者に対する表彰（ドライバークラブ表彰等）を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図った。
- ウ 自転車通勤者のグループ化を図り、ドライバークラブに準じた指導に努めた。

(3) 被害軽減対策の推進

- ア 全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい使用の徹底に努めた。
- イ 二輪車運転者に対してヘルメットの着用を徹底し、各種プロテクター、エアバッグジャケットの着用を促進した。
- ウ 自転車利用時のヘルメットの着用を促進した。

(4) 飲酒運転等根絶対策の推進

- ア 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立に努めた。
- イ 飲酒運転を助長する環境の根絶に努めた。
 - (ア) 飲酒を伴う会合の届け出と事前指導の徹底に努めた。
 - (イ) 飲酒運転周辺三罪（酒類提供・車両提供・同乗）の根絶運動を推進した。

(5) 自転車安全利用の促進

- ア 自転車利用者に対し、「自転車は車のなかま（車両）であること」を認識させるとともに「自転車安全利用五則」を周知して実践させた。

＜自転車安全利用五則＞（令和４年11月１日改定）

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用
- イ ４月１日から道路交通法改正により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が義務化されたことへの周知及び自主的な反射材用品の着用を推進した。
- ウ 自転車の交通事故により生じた損害を賠償する保険等への加入を促進した。

(6) 特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関する交通ルール等の周知

7月1日、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）のうち、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通方法等に関する規定が施行された。性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として走行場所が自転車と同様となるなど新たな交通ルール等について、正しく理解し、遵守するよう周知した。

3 交通安全意識の共有と歩行者保護運転の徹底

(1) 交通安全意識の共有

- ア 自動車の安全機能が急速に進化している今日こそ、ドライバー自身の安全意識が重要であることの理解を深めた。
- イ 安全運転を続けることの価値を認め合い、相互に交通安全意識を高め、広く共有することによって安全で快適な交通環境を創出するための意識基盤の醸成を図った。
- ウ 高齢者の身体機能が低下することは当然であり、そのような高齢者に対して多くの安全行動を期待するのではなく、ドライバー自身が高齢者の過失やミスを補う運転行動を徹底するなど、「車が人を守る」交通安全意識の共有に努めた。
- エ 多発する交差点関連事故の抑止を図るため、道路交通法に定められた右左折方法等を周知徹底した。

(2) 歩行者保護運転の徹底

- ア 横断歩道付近では積極的に歩行者や自転車の発見に努め、横断中や横断しようとしている歩行者等がいた場合には、横断歩道の手前で確実な停止に努めた。
- イ 路面に表示された「ひし形（ダイヤモンド）」は前方に横断歩道があることを示しているので、走行中の路面にダイヤモンドを見つけたらアクセルを戻して減速し、前方の横断歩道周辺における横断歩行者等の有無の確認に努めた。

ウ 特に住宅地を通行するときは、横断歩道以外の場所でも歩行者が横断することを予測して慎重な通行に努めた。

エ 子供や高齢者は、道路を横断するときに接近する車に気が付いていないことがあることから、道路を横断していたり、横断しようとする子供や高齢者を見掛けた場合には、自車の接近に気付いていないことを前提として減速・停止し、子供や高齢者を守る思いやり運転に努めた。

4 地域と連携した交通安全活動の推進

(1) 各季の交通安全運動

警察、関係機関・団体及び地域と連携し、地域あるいは事業所単位の交通安全活動を積極的に推進した。

ア 春の全国交通安全運動 5月11日(木) ～ 5月20日(土) (10日間)
(県内一斉大監視 5月16日(火)午前7時～午前9時)

(ア) 立て看板「あげた手は いのちをしらせる 警報器」9,723本作製

(イ) 活動結果を機関誌AAKK7月号で紹介

イ 夏の交通安全県民運動 7月11日(火) ～ 7月20日(木) (10日間)
(県内一斉大監視 7月14日(金)午前7時～午前9時)

(ア) 立て看板「もちましよう 心の余裕と 車間距離」8,828本作製

(イ) 活動結果を機関誌AAKK9月号で紹介

ウ 秋の全国交通安全運動 9月21日(木) ～ 9月30日(土) (10日間)
(県内一斉大監視 9月26日(火)午後4時～午後6時)

(ア) 立て看板「夕暮れの ライトは迷わず 早めから」9,879本作製

(イ) 活動結果を機関誌AAKK12月号で紹介

エ 年末の交通安全県民運動 12月1日(金) ～ 12月10日(日) (10日間)
(県内一斉大監視 12月6日(水)午後4時～午後6時)

(ア) 立て看板「運転は ゆとりとマナーの 二刀流」9,152本作製

(イ) 活動結果を機関誌AAKK2月号で紹介

(2) 交通安全の日

- ア 交通事故死ゼロの日 毎月10日、20日、30日
交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(土) 9月30日(土)
- イ 子供を交通事故から守る日 毎月10日
横断歩道の日
- ウ 高齢者を交通事故から守る日 毎月30日
高齢者交通安全週間 9月14日(木)～9月20日(水)
- エ 自転車・二輪車の安全利用の日 毎月20日
自転車・二輪車安全利用月間 5月
バイクの日 8月19日(土)

(3) 各種交通安全運動の推進

- ア 歩行者保護運動
 - (ア) 子供を交通事故から守る日 毎月10日
横断歩道の日
 - (イ) ハンド・アップ運動
「ハンドアップ運動」とは、歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を提唱するもの。
- イ 「ながら運転」等の根絶
 - (ア) 「ながら運転」の根絶
 - (イ) 「妨害運転」の根絶
- ウ 飲酒運転の根絶
 - (ア) 飲酒運転根絶の日・飲酒運転根絶強調月間
 - 飲酒運転根絶の日 毎月第4金曜日
 - 飲酒運転根絶協調月間 12月
 - (イ) 「飲酒運転四(し)ない運動」の推進
 - (ウ) 「ハンドルキーパー運動」の推進
 - (エ) 街頭活動の強化
 - (オ) 交通安全教育・啓発事業の推進等
 - (カ) 広報活動の強化
- エ 交通安全スリーS運動
 - ① Stop (ストップ)

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

② Slow（スロー）

- ・子供や高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見通しが悪い交差点では徐行

③ Smart（スマート）

- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど、環境に配慮したスマートな運転

オ ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）

（ア）点灯時刻の目安

日没時刻の概ね1時間前（雨天等視界の不良時は、昼間でも点灯）

（イ）歩行者・自転車利用者の明るい服装と反射材用品の利用促進

カ 「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動

～ 後部座席を含む全席着用率100%をめざして ～

「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間

6月11日（日） ～ 6月20日（火）

11月11日（土） ～ 11月20日（月）

（4）街頭活動等の推進

ア 地域の関係機関・団体と連携し、各季の交通安全運動、交通事故死ゼロの日等を中心に、積極的な交通安全立哨活動、交通安全キャンペーン等を推進した。

イ 交通安全立哨活動は学童横断場所を中心に実施するなど、通学保護にも配意した。

ウ 地域住民との交流会を開催した。

一般業務

1 会議等

(1) 社員総会

事業計画・予算、事業報告・決算及び本会運営上の重要な事項を審議した。

ア 第1回定時社員総会

(ア) 日時 5月23日（金）午前10時30分から

(イ) 場所 名鉄グランドホテル

イ 臨時社員総会

(ア) 日時 11月14日（火）午後4時30分から

(イ) 場所 名鉄グランドホテル

ウ 第2回定時社員総会

(ア) 日時 3月26日（火）午前10時30分から

(イ) 場所 名鉄グランドホテル

(2) 理事会

会務の執行に関する事項、総会に付議すべき事項などについて決議した。

ア 第1回定例理事会

中止 議案は5月1日（月）に書面により決議した。

イ 臨時理事会

(ア) 臨時社員総会に先立つ理事会は中止 議案は10月12日（木）に書面にて決議した。

(イ) 臨時社員総会後の理事会

a 日時 11月14日（火）午後4時30分から

b 場所 名鉄グランドホテル

(ウ) 代表理事副会長を選定する議案は、12月22日（金）に書面表決した。

(3) 会長・副会長会議

本会運営の重要事項を協議した。

(ア) 日時 8月24日(木) 午後5時30分から

(イ) 場所 名古屋マリオットアソシアホテル

(4) 会長報告

4月19日(水)、7月19日(水)、10月11日(水)及び1月24日(水)に当協議会事務局において会長に業務推進状況を報告した。

(5) 安全運転管理事務担当者連絡会議

事務処理の効率化を図るため、地区協議会事務担当者を集め、「全体会議」を開催した。

(ア) 日時 4月25日(火) 午後1時30分から

(イ) 場所 愛知県自動車会議所

2 機関誌「A A K K」の編集発行

安全運転管理対策、安全教育資料、安全運転管理モデル事業所等及び地区協議会の活動状況等を掲載した機関誌「A A K K」を168,00部(月平均14,000部)を編集発行して安全運転管理情報の共有化を図った。

3 「i(アイ) ネット」による交通情報等の提供とネットワークの確立

交通安全情報の配信システム「i ネット」の普及促進を図り、警察本部交通総務課の協力を得て情勢に対応した交通情報などを迅速に提供した。

「i ネット」発信件数 78件

4 警察、県・市町村及び関係機関・団体との連携強化

警察、県・市区町村、地区協議会、(一財)愛知県交通安全協会等の交通安全

関係機関・団体との連携を強化し、安全運転管理等に係る情報の共有化を図った。また、県安管は、中部管区内はもとより全国の安全運転管理協議会等とも連携して安全運転管理活動の向上を図った。

5 交通安全教育用DVDの貸出（令和5年度購入等11本）

交通安全教育用DVD76本を備え付け、無料貸出を実施し、交通安全教育の充実を図った。

- 貸出事業所 353事業所
- 貸出本数 529本

6 運転適性検査指導者講習会の実施

事業所においてドライバーに対する運転適性検査を積極的に行い、検査結果に基づいた個別指導を行う指導者を養成する講習会を開催し、受講者に警察本部長の「運転適性検査指導者資格者証」を交付した。

- 月 日 11月1日（水）、2日（木）
- 場 所 愛知県自動車会館
- 受講人員 47名

6 エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動の実施

- (1) 会員事業所のドライバークラブ等を対象に、夏の交通安全県民運動初日の7月11日（火）から10月18日（水）までの100日間、「エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動」を実施して、達成したチームを表彰し、個人に記念品を贈呈した。

チーム	参 加	達 成	達成率
若者（1チーム5人）	69チーム 345名	61チーム 305名	88.4%
一般（1チーム10人）	247チーム 2,470名	196チーム 1,960名	79.4%
計	316チーム 2,815名	257チーム 2,265名	81.3%

※ 若者とは16歳以上24歳以下をいう。

- (2) 「エコ&セーフティ100日間無事故、無違反運動に参加して」の感想文を機関誌「AAKK」に掲載して交通安全意識の高揚を図った。

8 調査研究

警察本部交通部の交通事故関係データを分析検討して機関誌「AAKK」に掲載した。また、地区協議会長等に配布し、安全運転管理業務の資料として活用した。

9 表彰

(1) 優良ドライバー表彰（通年表彰）

ア 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰

(ア) 優良運転者 特賞 69 名

(イ) 優良運転者 金賞 110 名

イ 警察署長・地区協議会長連名表彰

優良運転者 銀賞 141 名

ウ 事業所の長の表彰

優良運転者 銅賞 246 名

(2) 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰等（1月17日表彰）

ア 交通栄誉章

(ア) 緑十字金章 2 名

(イ) 緑十字銀章 6 名

(ウ) 緑十字銅章（9月14日表彰・優良安全運転管理者） 57 名

イ 優良安全運転管理協議会 1 協議会

ウ 交通安全優良事業所 5 事業所

(3) 愛知県交通安全推進協議会長表彰（県知事・1月25日表彰）

ア 交通安全功労者 1 名

イ 優良安全運転管理協議会 2 協議会

ウ 優良安全運転事業所 3 事業所

(4) 愛知県警察本部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰(5月25日表彰)

ア 優良安全運転管理協議会	5 協議会
イ 優良安全運転管理指導者	10 名
ウ 優良安全運転管理者等	148 名
エ 交通安全優良事業所	156 事業所
オ 優良自動車運転者	152 名

(5) 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長連名表彰(5月25日表彰)

ア 優良安全運転管理協議会	3 協議会
イ 優良安全運転管理者等	14 名
ウ 交通安全優良事業所	12 事業所

(6) 中部管区警察局長表彰(7月28日表彰)

警察部外協力	1 名
--------	-----

(7) 愛知県表彰(県知事・11月21日表彰)

交通安全功労	1 名
--------	-----

(8) 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰(11月28日表彰)

エコ&セーフティ100日間無事故・無違反運動	257 チーム
------------------------	---------

法定講習

愛知県公安委員会から委託を受け、道路交通法第108条の2の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者の法定講習を次のとおり実施した。

本年度も新型コロナウイルス感染対策をとりながら、警察本部と協力して実施した。

○ 実施期間及び回数

区 分	安全運転管理者	副安全運転管理者
実施回数	42回（12回）	11回（3回）
管理者数	23,938名	6,700名
受講者数	22,632名（7,149名）	6,268名（1,723名）
受講率	94.5%	93.6%

※1 （ ）はオンラインによる受講者を内数で示す。

2 管理者数は、令和5年3月31日現在